令和５年度介護サービス情報の公表に係る報告及び情報公表事務に関する計画

令和５年７月

　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の３５に規定する介護サービス情報の公表を実施するため、令和５年度における介護サービス情報の公表に係る報告及び情報公表事務に関する計画を次のとおり定める。

１　計画の基準日

　令和５年４月１日

２　計画の期間

　令和５年６月１日から令和６年５月３１日まで

３　報告の対象となる介護サービス事業者

　　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）第１４０条の４３に規定するサービスを提供する介護サービス事業者のうち、次のいずれかに　該当するもの

（１）　計画の基準日前の１年間において提供を行った介護サービスに係るサービスの　　　　対価として支払を受けた金額（介護報酬額）が１００万円を超えるもの。令和５年度対象（令和５年５月現在）介護サービス事業者は別表のとおり。なお、対象事業所が報告期限前に廃止又は休止した場合には、報告義務がないものとする。

（２） 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、新たに介護サービ　　　　スの提供を開始するもの

（３）　休止中の事業所で、令和６年３月末日までに再開したもの

４　報告を行うサービス区分

　（１）訪問介護

　（２）夜間対応型訪問介護

　（３）訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）

　（４）訪問看護（介護予防訪問看護を含む）

　（５）訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを含む）

　（６）通所介護

　（７）認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護を含む）

　（８）療養通所介護

　（９）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション含む）

　（10）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（介護予防特定施設入居者生活介護　　　　（有料老人ホーム）を含む）

　（11）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（介護予防　　　　特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（外部サービス利用型）を含む）

　（12）地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

　（13）特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（介護予防特定施設入居者生活介護　　　　（軽費老人ホーム）を含む）

　（14）特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（介護予防　　　　特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（外部サービス利用型）を含む）

　（15）地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

　（16）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（介　　　　護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））　　　　を含む）

　（17）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（外　　　　部サービス利用型））（介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（外部サービス利用型）を含む）

　（18）地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け　　　　住宅））

　（19）福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与を含む）

（20）特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売を含む）

（21）小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む）

　（22）認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

　（23）居宅介護支援

　（24）介護老人福祉施設

　（25）短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む）

　（26）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

　（27）介護老人保健施設

　（28）短期入所療養介護（介護老人保健施設）（介護予防短期入所療養介護（介護老人　　　　保健施設）を含む）

（29）介護医療院

（30）短期入所療養介護（介護医療院）（介護予防短期入所療養介護（介護医療院）を含む）

（31）介護療養型医療施設

（32）短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（介護予防短期入所療養介護（療　　　　養病床を有する病院等）を含む）

（33）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（34）複合型サービス

　（35）地域密着型通所介護

５　報告の提出先及び提出期限

　（１）提出先

　　　　大分県福祉保健部高齢者福祉課

　（２）提出期限

　　別表の提出期限欄に掲げる年月とする。

　　　　休止中の事業所が再開した場合は、再開の許可を受けた日の属する月の翌月とする。

６　報告の方法

　　原則としてインターネットにより、介護サービス情報公表報告システムにログインし、当該システムに入力する方法で報告する。

７　報告の受理に関する事項

　　報告の受理の開始時期は、別表の報告開始月欄に掲げる年月とする。

休止中の事業所が再開した場合は、再開の許可を受けた日の属する月の翌月とする。

８　公表を行う月

　別表の公表月欄に掲げる年月とする。

　休止中の事業所が再開した場合は、再開の許可を受けた日の属する月の翌々月とする。

９　その他

　　３の報告の対象となる介護サービス事業者が、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、法第１１５条の３５第４項の規定により、期間を定めて当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずる。また、この命令に従わないときは、法１１５条の３５第７項の規定により、指定若しくは許可の取り消し、又は期間を定めて指定若しくは許可の全部若しくは一部効力を停止することがきできるとする。

１０　問合わせ

大分県高齢者福祉課　介護サービス事業班

Tel：097-506-2685　Fax：097-506-1737